

第2期 にかほ市 地域福祉活動計画

平成25年度～平成29年度



社会福祉法人 **にかほ市社会福祉協議会**

ごあいさつ



社会福祉法人 にかほ市社会福祉協議会 会長 板垣 晴一

にかほ市では、平成19年3月に「安心して暮らせる福祉のまち」を基本理念として、「にかほ市地域福祉計画」を策定し、これに合わせて本会でも平成20年3月に「にかほ市地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉を推進する中核的な立場として、住民をはじめ、行政当局、福祉関係団体などのご理解とご支援を頂きながら、健康で明るい地域社会、誰もが楽しく生きられるまちづくりを目指して取り組んで参りました。

しかし、この5年の間、少子高齢化は進行し、長引く経済不況によって地域経済は予想を超えて悪化の一途をたどっております。

このような状況の下、地域における雇用情勢の悪化や価値観の多様化、核家族化の進行などによって、「共助」のための地域コミュニティ機能は低下してきており、これまで求めてきた「豊かな生活の創造」とは別に、生活弱者救済のための生活支援サービスの開発と、自治会を中心とした地域福祉の構築が今後の課題であると思っております。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、万が一の災害発生に備えた協力体制づくりにも、日頃の関係者との取り組みが大切である事も改めて認識させられた所であります。そのためには、第2期にかほ市地域福祉計画との整合性を図りながら、自治会をはじめ、関係団体や関係機関との更なる連携を深めるために、商工会や農業・漁業関係代表者からも、計画策定のためにご参加を頂いた所であります。

今後は本計画を中心として、課題解決に向け役職員気持ちを新たにして取り組んで参りたいと思っております。

つきましては、市民の皆様には今後とも、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり熱心にご議論下さり、貴重なご意見、ご提言を頂きました計画策定委員の皆様に対し、心から感謝申し上げます、今後も変わらぬご指導をお願いしてご挨拶にさせていただきます。

計画策定を終えて



第2期にかほ市地域福祉活動計画策定委員会 委員長 佐藤 耕一

社会福祉の話題になると、昭和32年の人間裁判と言われた「朝日訴訟」を連想するのは小生だけでしょうか？ 肺炎で入院中の原告「朝日茂」氏が医療扶助と生活扶助（日用品費として月額600円＝当時平均賃金2万円・切手10円・はがき5円＝）を受けていたが、この金額が憲法25条に掲げるところの“健康で文化的な最低限度の生活”といえるかどうかで訴えた事例である。裁判は最高裁まで争われたが本人の死亡で終わった。しかし、これを契機に政府が動き出し訴訟終了時には先の基準額が2,700円まで引き上げられています。

一方、今日ある「社会福祉協議会」の発足は、戦後の“国民たすけあい”としての“共同募金運動”がきっかけと記されています。ゆえに社会福祉活動の目指すところは“住民一人ひとりの人間らしい生活の定着”でありその為の“支援”といえます。

戦後の高度経済成長により得た日常生活周辺には“自助努力”だけでは解決し得ない問題が多々あって、現在も進行中であります。“安心して暮らせる福祉のまちづくり”は全国市町村の願いであり目標でもあります。

本計画は“平成19年～24年度の第1期地域福祉活動計画”の実践状況を検証し、さらなる充実した地域福祉活動推進を図るため、地域住民と関係諸機関が共通の目的を立て、官民一体となつての自主的・自発的な取組みに繋げることを目的としています。

活動計画作成に際しましては、昨年スタートの“にかほ市地域福祉計画”との整合性を念頭に、現状分析、課題の洗い出し、さらに前進するための方策に加え、将来5年間の数値目標までも一部表示する内容になっています。

各種介護サービスなどはその道のプロに一任しながらも、子供たちの健全育成・ボランティア活動の普及や拡大・障がい者への支援活動・困りごと相談・自治会活動への支援・高齢者への見守り活動等など、“隣りの垣根を越えた支援・共助”はどこまで可能かの課題もありますが、理解されやすい取組みの第一歩は恒常的な民生児童委員・福祉員たちとの連携・情報交換であり“人間生活基盤の最小単位である集落・自治会”との横の結び付きを深め共に行動できるようになることが究極の方策であると考えます。

最後に、計画策定委員の皆様には貴重なご意見・ご提案をいただき衷心よりお礼申し上げます。本計画が着実に実践され、市民生活において多くの成果が得られることを共に祈念しましょう。

◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景	6
2	計画策定の目的と基本理念	7
3	計画策定の体制	7
4	計画の期間	7
5	行政計画との関係	8

第2章 地域福祉の現状

1	にかほ市の現状	1 0
2	住民アンケート調査事業から見えてきた課題	1 5

第3章 基本理念と基本目標

1	基本理念	2 8
2	基本目標と実施項目（体系図）	3 0

第4章 実施計画(具体的な展開)

1	事業内容と現状及び方向性	
	基本目標（1）関連事業	3 4
	基本目標（2）関連事業	4 0
	基本目標（3）関連事業	4 6
	基本目標（4）関連事業	5 0
	基本目標（5）関連事業	5 4

資料編

	第2期にかほ市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	6 0
	第2期にかほ市地域福祉活動計画の策定経過	6 1
	第2期にかほ市地域福祉活動計画策定委員会名簿	6 2

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

今日、わが国においては少子高齢社会※1の進行、急激な産業構造の変化と長引く経済不況による雇用情勢の悪化、人口流動に伴う過疎過密化の問題、家族形態の変化、生活様式や価値観の多様化などが顕著であります。それゆえ、かつての地域や家族などによる相互扶助に代わって、公的な福祉サービスの質・量とも飛躍的に充実してきました。

また、高齢者・障がい者・児童・貧困世帯など分野別に整備が進み、1990年代からの社会福祉基礎構造改革※2以降は、措置から契約へと福祉サービスの利用のあり方も大きく改善されてきました。

しかし一方で、地域における福祉課題として

- ・一人暮らし高齢者や認知症高齢者への対応
- ・孤独死※3の増加
- ・悪質商法による被害
- ・DV（ドメスティックバイオレンス）※4
- ・児童や高齢者への虐待などの家庭内暴力
- ・自殺やひきこもり
- ・生活不安定者の問題
- ・災害時における要援護者支援 など

制度の谷間にあって対応が難しい問題や、複合的に絡み合った問題など、公的な福祉サービスや制度では対応しきれない事例も明らかになってきました。

地域福祉の対象は、これまでの特定の・限定的な福祉の概念を超えて、地域で安心して生活できることを前提とした上で、暮らしのあらゆる場面

用語解説

※1 少子高齢社会

子どもが少なく高齢者が多い社会の意味であり、わが国が急速に向かいつつある社会を、危機感をもって表現する場合に用いられる。

※2 社会福祉基礎構造改革

今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉ニーズに対応するため、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など、社会福祉の共通な基盤制度の見直しを行うこと。個人が尊厳をもってその人らしい自立した生活が送れるよう支えるという社会福祉の理念に基づいて推進されている。

※3 孤独死

主に一人暮らしの人が誰にも看取られることなく、当人の住居内等で生活中の突発的な疾病等によって死亡することである。特に発症直後に助けを呼べずに死亡するケースがこのように呼ばれる。

※4 DV(ドメスティックバイオレンス)

家庭内暴力と直訳されるが、一般的には家庭内に止まらず親密な関係における男性から女性への暴力を意味する。親密な関係とは法的な婚姻関係だけではなく、恋人同士、内縁関係など多様に存在する。身体的暴力に限らず、女性の思考や行動を委縮させるような心理的な暴力も含まれる。

や周辺で起こりうる生活課題に対するすべてのものとして、幅広く捉えることが求められてきています。

基本的な福祉課題への対応は、公的な福祉サービスを原則としながらも、誰もが福祉課題に直面する可能性があることを念頭に置き、地域住民一人ひとりが自分たちの問題として認識を共有し、福祉課題の解決に向けた新たな支えあいや助けあいが必要とされています。

2 計画策定の目的と基本理念

この計画は、地域福祉の推進を図るため、住民の主体的な活動や参加を前提に、「福祉のまちづくり」を展望し地域福祉の実現を目指す上での手がかりとなるものであります。地域の住民と関係機関等が共通の目標を立て、計画に基づき活動していくことで、住民の地域福祉への関心を高め、自主的・自発的な取組みに繋がっていくことが計画策定の目的です。

社会福祉協議会は、社会福祉法^{※5}で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、地域福祉推進の中核的な団体の役割が期待されています。

本会では『「安心して暮らせる福祉のまちづくり」に自覚と誇りをもって行動しよう』を基本理念に掲げ、地域福祉の推進を図ることを目的にこの計画を策定します。

3 計画策定の体制

計画について広範的・専門的に検討していくために、地域住民、学識経験者、福祉関係団体やボランティア団体の役員、本会の理事、関係行政機関の職員を委員、参与とする「第2期にかほ市地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、委員の意見や提案を計画に反映させました。

4 計画の期間

計画の期間は、平成25年度から平成29年度（2013年度から2017年度）までの5年間とします。

また、社会情勢の変化や社会福祉の動向を踏まえ、行政の地域福祉計画

用語解説

※5 社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律。昭和26年に制定された社会福祉事業法が社会福祉基礎構造改革において大幅な改正が行われ、平成12年6月から社会福祉法として施行されている。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人や社会福祉協議会など社会福祉の構造改革に関する規定が定められている。

との整合性を図り、必要に応じて見直しを行い、臨機応変に対応していきます。

5 行政計画との関係

にかほ市では、基本構想である「にかほ市総合発展計画」が目指す将来像を実現するため、平成24年3月に「第2期にかほ市地域福祉計画」を作成しました。「地域福祉計画※6」は、行政計画として地域福祉を推進する上での基盤となる仕組みや施策体系をつくるための計画であります。「地域福祉活動計画」は「地域福祉計画」の基本的な考え方を受けて、社会福祉協議会が呼び掛け、地域住民や多様な機関・団体と連携・協働し、地域福祉活動を進めるために策定する民間の行動計画です。地域福祉計画と地域福祉活動計画は、行政と民間で役割を担いながら、一体的に推進していくことが重要になります。



用語解説

※6 地域福祉計画

地域の福祉課題に目的志向をもち、合理的に対応するための一連の活動、その手法、あるいはその内容を明文化したもの。歴史的には社会福祉協議会による組織化活動中心の計画が先行したが、1990年代以降、市町村自治体による在宅福祉サービス整備等を目指す「地域福祉計画」も作成されており、両者を区別するため、社会福祉協議会の計画を「地域福祉活動計画」と称している。

第 2 章

地域福祉の現状

第2章 地域福祉の現状

1 にかほ市の現状

(1)位置、面積、地勢等

にかほ市は、秋田県の南西部に位置し、北東部を由利本荘市、南部を山形県遊佐町に接し、南東に鳥海山、西に日本海を臨む山と海に抱かれた地域です。面積は 240.65 km² (平成 22 年 10 月現在) で秋田県内の市町村では 15 番目の大きさになります。平成 22 年度の国勢調査人口 27,544 人を基にした人口密度は、1 km² 当たり約 114 人になります。東西に約 16.6 km、南北に約 23 km の範囲に広がり、鳥海山の山すそが海岸近くまで延び、海岸部の平野部に人口が集中しています。地目別では森林原野が約 68% を占め、農用地が約 19%、宅地が 3% となっています。気象区は亜寒帯に属していますが、近くを対馬暖流が通っている影響を受けて一般的に気温が高く、秋田県内において最も温暖で降積雪量も少ない地域です。

(2)人口と世帯状況

①人口の動向

にかほ市の人口は、平成 12 年の 30,347 人から平成 22 年までの 10 年間で約 2,800 人減少し、平成 32 年まで約 3,400 人の減少が見込まれております。

世代別の動向では、年少人口 (0 歳～14 歳) と生産年齢人口 (15 歳～64 歳) が大幅に減少し、高齢者人口 (65 歳～) の増加が予想され、少子高齢化と人口減少が進行するものと考えられます。

にかほ市の人口

区分		国勢調査			推計値	
		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 28 年	平成 32 年
総人口(人)		30,347	28,972	27,544	26,024	24,115
世代別 上段(人) 下段(%)	年少人口 (0 歳～14 歳)	4,403 14.5	3,824 13.2	3,347 12.2	2,591 10.0	2,488 10.3
	生産年齢人口 (15 歳～64 歳)	18,903 62.3	17,441 60.2	16,208 58.8	15,110 58.1	12,787 53.0
	高齢者人口 (65 歳～)	7,041 23.2	7,707 26.6	7,973 29.0	8,323 31.9	8,840 36.7

(参考資料：第 2 期にかほ市地域福祉計画、国勢調査資料)

平成 12 年・17 年・22 年は、国勢調査の資料による数値。

平成 22 年国勢調査では、総人口に年齢の不詳な方も含むため、内訳の合計と総数が不一致。また、割合は総数から年齢の不詳な方を除いた母数で算出。

平成 28 年・32 年の推計値は、コーホート要因法※7により推計した数値。

平成 17 年以前は旧仁賀保町、旧金浦町、旧象潟町の合算数値 (以後も同様)。

②世帯数と世帯人員

世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たりの平均世帯人員は平成2年では3.72人でした。しかし平成22年では2.99人まで減少しており、単独世帯の増加や核家族化が進んでいることがうかがえます。

世帯数と1世帯当たりの平均世帯人員の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
世帯数(世帯)	8,549	8,841	9,018	9,110	9,203
1世帯当たり 平均世帯人員数(人)	3.72	3.54	3.37	3.19	2.99

(参考資料：国勢調査資料)

(3)高齢者の状況

①高齢者人口と高齢化率

全人口に占める高齢者の人口は年を追うごとに増加する傾向にあり、今後ますます高齢化が進んでいくことが予測されます。また、高齢化率※8も平成24年度中には30%を超え、以後も年々上昇することが見込まれます。

高齢化率を全国及び秋田県平均と比較した場合、秋田県平均よりは若干下回るものの、全国平均を大きく上回っております。

総人口と高齢者人口及び高齢化率の推移・推計

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総人口(人)	28,142	27,839	27,539	27,052	26,667	26,265	25,846
高齢者人口(人)	8,004	8,026	8,239	8,248	8,430	8,549	8,608
高齢化率(%)	28.44	28.83	29.92	30.49	31.61	32.55	33.30

(参考資料：第2期にかほ市地域福祉計画、にかほ市人口動態)

各年度とも9月30日を基準日とした数値で表記。

国・県・市の高齢化率の推移(%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
にかほ市	14.9	19.1	23.2	26.6	29.0
秋田県	15.6	19.6	23.5	26.9	29.6
全国	12.1	14.6	17.4	20.2	23.0

(参考資料：国勢調査資料)

用語解説

※7 コーホート要因法

将来の人口を予測する手法の1つ。コーホートとは、ある年、あるいは、ある期間に出生した人たちのことであり、これを1つの集団とし、その集団ごとの出生率や死亡率などを計測し、その変化率から将来の人口を予測する。日本においては将来推計人口を求めるために用いられている。

※8 高齢化率

国連は65歳以上を高齢者とし、かつそれ以上の年齢層を老年人口としているが、高齢化率は、その老年人口(65歳以上人口)が総人口に占める割合をいう。

②一人暮らし高齢者と高齢者世帯

一人暮らし高齢者も年々増加しており、平成 24 年度（7 月現在）では 1,027 世帯、全世帯の 11.2% に上っています。また、一人暮らしを含め、高齢者だけで生活している世帯も増えており、全世帯に占める割合も毎年上昇しています。高齢者人口の増加や核家族化の進行、若年層の人口流出などさまざまな原因が考えられます。

高齢者世帯数の推移

	総世帯数 (世帯)	65 歳以上の高齢世帯					
		一人暮らし世帯		二人以上の世帯			
		世帯数 (世帯)	割合 (%)	世帯数 (世帯)	割合 (%)	世帯数 (世帯)	割合 (%)
平成 18 年度	9,126	1,623	17.8	815	8.9	808	8.9
平成 19 年度	9,202	1,663	18.1	821	8.9	842	9.2
平成 20 年度	9,252	1,817	19.6	889	9.6	928	10.0
平成 21 年度	9,365	1,841	19.7	932	10.0	909	9.7
平成 22 年度	9,338	1,857	19.9	937	10.0	920	9.9
平成 23 年度	9,331	1,900	20.4	982	10.5	918	9.8

(参考資料：老人月間関係資料【秋田県】)

③要支援・要介護認定者

介護保険制度※9 における要支援※10・要介護※11 認定者は増加傾向で推移しています。また、介護度別で見ると要介護者より要支援者の増加が見てとれます。一方で認知症の高齢者も全国的に急増しており、にかほ市でも増加しています。

用語解説

※9 介護保険制度

人口の高齢化、介護や支援が必要な高齢者の増加、介護家族の負担過多、社会福祉サービスの不足、社会的入院・老人医療費の膨張などを背景に、介護の社会化を目的とし、社会保険方式を取り入れて平成 12 年から施行された新しい社会保障制度。

※10 要支援(状態)

介護保険法において、要介護状態の防止などに必要な支援を要し、日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態のこと。具体的には、原則として6ヶ月間継続して日常生活上において何らかの手助けが必要だと見込まれる状態をいい、要支援 1 と要支援 2 の状態区分がある。

※11 要介護(状態)

介護保険法において、「身体上又は精神上の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要介護状態区分」という。）のいずれかに該当するものをいう」となっている。具体的には原則として6ヶ月間継続して、常に介護が必要だと見込まれ、5段階の要介護状態区分のいずれかに当てはまる状態をいう。

要支援・要介護認定者の推移

	平成 21 年 9 月		平成 22 年 9 月		平成 23 年 9 月	
	認定者数 (人)	構成比 (%)	認定者数 (人)	構成比 (%)	認定者数 (人)	構成比 (%)
認定者計	1,280	100.0	1,349	100.0	1,412	100.0
要支援 1	114	8.91	134	9.93	143	10.13
要支援 2	109	8.52	142	10.53	149	10.55
小計	223	17.42	276	20.46	292	20.68
要介護 1	207	16.17	209	15.49	204	14.45
要介護 2	250	19.53	266	19.72	263	18.63
要介護 3	199	15.55	183	13.57	208	14.73
要介護 4	200	15.63	201	14.90	224	15.86
要介護 5	201	15.70	214	15.86	221	15.65
小計	1,057	82.58	1,073	79.54	1,120	79.32

(参考資料：第 2 期にかほ市地域福祉計画)

(4)児童の状況

①年少人口の推移

年少人口（0歳～14歳）は、前記の(2)人口と世帯状況でも表れていたように減少傾向にあります。また、総人口に占める比率も大きく減少しています。

年少人口の推移

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総人口(人)	31,838	31,336	30,347	28,972	27,544
年少人口(人) (0 歳～14 歳)	6,078	5,172	4,403	3,824	3,347
割合(%)	19.09	16.50	14.51	13.20	12.15

(参考資料：国勢調査資料)

②出生数の推移

出生数も年々減少の一途をたどっており、少子化が進んでいます。

出生数の推移（人）

	平成元年	平成 11 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
出生数	340	261	197	157	163

(参考資料：第 2 期にかほ市地域福祉計画)

(5)障がい者の状況

障がいのある方の推移をみると、平成 20 年度から平成 22 年度では全体で 89 人増加しています。

障がいの種別では「身体」が一番多くなっていますが、「精神」が増えています。「知的」はほぼ横ばいですが、児童の割合が高くなっています。

また、発達障がい※12のある方の支援については、これまで障がいとして社会の中で十分認識がないまま、制度の谷間に置かれ必要な支援が届きにくい状態となっていました。しかし、平成16年に発達障害者支援法※13が成立して、早期発見と早期支援の促進、成人期まで一貫した支援の確保を行うことが明文化されています。

障がい者数の推移（各年度末現在の人数。「障がい児」は18歳未満）（人）

	身体障がい者	知的障がい者	知的障がい児	精神障がい者	計
平成20年度	1,183	143	26	449	1,801
平成21年度	1,200	139	30	487	1,856
平成22年度	1,200	142	33	515	1,890

（参考資料：第2期にかほ市地域福祉計画）

(6)生活保護の状況

生活保護世帯及び保護率については、平成18・19年度で落ち着いたものの、世界金融危機等の影響により平成20年度から増加傾向に転じています。

また、生産年齢層（15歳～64歳）が属している「その他世帯」の占める割合は、平成23年度において前年度より倍増しており、景気や雇用情勢による影響が大きいことがうかがえます。

被保護世帯数・人員・保護率の推移（年度平均）

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
被保護世帯(世帯)	114	112	114	123	120	123	
被保護人員(人)	174	161	160	176	182	192	
保護率(%)	にかほ市	5.9	5.5	5.6	6.2	6.4	6.9
	秋田県	11.0	11.0	11.1	11.5	12.4	13.6
	全国	11.6	11.8	12.1	12.5	14.0	15.2

（参考資料：第2期にかほ市地域福祉計画）

保護率については、全世帯数に占める被保護世帯の割合を1000分の1の比率単位（パーミル「‰」）で表記。

用語解説

※12 発達障がい

人間の初期の発達過程が何らかの原因によって、認知、言語、社会性、運動などの機能が障がいをされた状態のこと。発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

※13 発達障害者支援法

発達障がいの明確な定義と理解の促進、地域における一貫した支援の確立などを目的に平成16年12月に成立、翌17年に4月から施行されている。発達障がいの早期発見と発達支援を行うことに関する国及び地方自治体の責務を明らかにするとともに、学校教育における支援等、発達障がい者の自立と社会参加に資するよう、生活全般にわたる支援を図ることとされている。

2 住民アンケート調査事業から見えてきた課題

(1)調査方法等

①調査対象

にかほ市内に在住する市民 500 人(下記の抽出範囲内で無作為抽出)(人)

年齢層	仁賀保		金 浦		象 潟		小 計		合 計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
20～30 歳代	20	20	10	10	20	20	50	50	100
40 歳代	20	20	10	10	20	20	50	50	100
50 歳代	20	20	10	10	20	20	50	50	100
60 歳代	20	20	10	10	20	20	50	50	100
70～80 歳代	20	20	10	10	20	20	50	50	100
小 計	100	100	50	50	100	100	250	250	500
合 計	200		100		200		500		

②調査時期 平成 23 年 11 月 1 日～30 日

③調査方法 配布・回収とも郵送で実施

④調査票回収数 304 人 (回収率 60.8%)

(2)主な調査結果

①回答者自身について

1)性別

項目	回答数 (人)	割合 (%)
男性	134	44.1
女性	168	55.3
無回答	2	0.6
計	304	100.0

3)職業

項目	回答数 (人)	割合 (%)
会社員	79	26.0
公務員・団体職員	11	3.6
自営業	29	9.5
農林漁業	20	6.6
パート・ アルバイト	32	10.5
学生	1	0.3
無職	116	38.2
その他	13	4.3
無回答	3	1.0
計	304	100.0

2)年齢層

項目	回答数 (人)	割合 (%)
20～30 歳代	39	12.8
40 歳代	49	16.1
50 歳代	64	21.1
60 歳代	71	23.4
70～80 歳代以上	79	26.0
無回答	2	0.6
計	304	100.0

4)家族構成

項目	回答数 (人)	割合 (%)
単身	21	6.9
夫婦のみ	64	21.1
夫婦と子または 夫婦と親 (二世帯)	98	32.2
母と子、または父と子	32	10.5
親・子・孫 (三世帯)	73	24.0
その他	10	3.3
無回答	6	2.0
計	304	100.0

②地域との関わりについて

1)地域(近所)との付き合いの程度について

項目	回答数 (人)	割合 (%)
仲が良くお互いの家を行き来する	49	16.1
会えば立ち話をする	102	33.5
顔を合わせればあいさつをする	139	45.7
顔は知っているが声をかけることはない	4	1.3
ほとんど顔も知らない	6	2.0
その他	2	0.7
無回答	2	0.7
計	304	100.0

9割以上の方が地域(近所)の人と話をしたり、あいさつをするなどの付き合いがあります。また、女性の60歳代以上の方々が地域(近所)との付き合いの程度が深い傾向にあります。

2)地域活動への参加状況について

項目	回答数 (人)	割合 (%)
参加している	180	59.2
参加していない	122	40.1
無回答	2	0.7
計	304	100.0

約6割の方が地域の活動に参加しており、「参加している地域活動」の内容(複数回答)としては、

- ・「一斉清掃」…………… 140人
- ・「祭り」…………… 96人
- ・「防災・防犯活動」……… 52人

が上位を占めています。

参加していない方の主な理由(複数回答)として、

- ・「仕事をもっているので時間がない」……… 65人
- ・「健康や体力に自信がない」…………… 30人
- ・「興味のもてる活動がない」…………… 16人

といった回答が多くなっています。

稼働年齢層(60歳代未満)の方々では仕事を、70歳代以上の方々では体力的な事情を挙げた方が多くなっています。

3)地域活動への参加依頼があった場合の対応について

項目	回答数 (人)	割合 (%)
積極的に参加したい	38	12.5
内容によっては参加したい	167	54.9
当番制ならする	17	5.6
おそらく断る	36	11.8
わからない	30	9.9
その他	10	3.3
無回答	6	2.0
計	304	100.0

「内容によっては参加したい」が最も多い回答になっており 167 人 (54.9%) となっていますが、一方で「おそらく断る」と答えた方も 36 人 (11.8%) いました。

4)地域活動をする上で必要と思われる条件(3つまで選択可)

<回答者数 304人>

項目	回答数 (人)	割合 (%)
時間的な余裕	161	53.0
活動を行うための自分自身の健康	135	44.4
活動を行うことによる生きがいや充実感	118	38.8
自身の趣味などが生かされる場面	76	25.0
知人や友人からの誘い	69	22.7
経済的な余裕	56	18.4
家族の理解	43	14.1
ボランティア団体や活動内容などの情報	37	12.2
ボランティアを必要としている施設などの情報	28	9.2
活動中の事故などへの保障	16	5.3
ボランティアについての学習の場	15	4.9
その他	3	1.0
無回答	17	5.6

50 歳代以下は「時間的な余裕」を、60 歳代以上は「活動を行うことによる自分自身の健康」を選択した方が多くなっています。

③地域の支え合いに関する考えについて

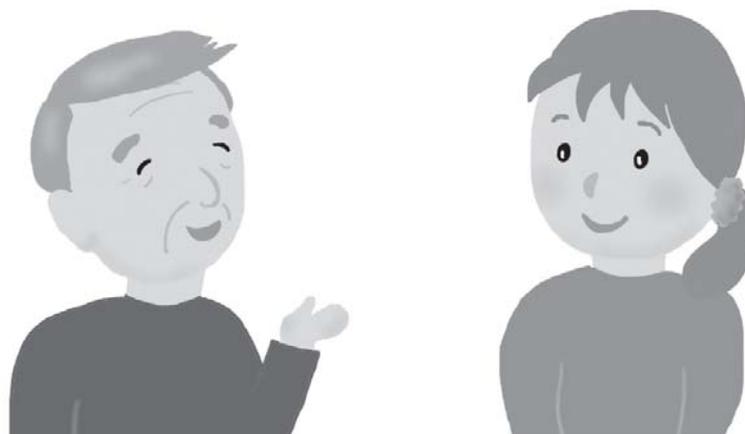
1)【A】地域で困っている世帯があった場合、自分ができること(複数回答)

【B】地域の人に手助けしてもらった場合、自分が希望すること(複数回答)

<回答者数 304人>

項目	【A】 できること		【B】 希望すること	
	回答数 (人)	割合 (%)	回答数 (人)	割合 (%)
安否確認の声かけ	206	67.8	158	52.0
話し相手	150	49.3	101	33.2
玄関前の掃除や除雪	122	40.1	86	28.3
ごみ出し	113	37.2	46	15.1
ちょっとした買い物	104	34.2	45	14.8
災害時の避難誘導	99	32.6	101	33.2
ちょっとした家事(電球交換など)	83	27.3	42	13.8
悩みごと、心配事の相談	75	24.7	62	20.4
短時間の子どもの預かり	31	10.2	8	2.6
病院の付き添い	20	6.6	21	6.9
子育ての相談	12	3.9	8	2.6
保育園等の送迎	10	3.3	3	1.0
病気の時の看病	8	2.6	19	6.3
その他	7	2.3	10	3.3
無回答	18	5.9	39	12.8

設問【A】と設問【B】で、共に回答が多かったのが「安否確認の声かけ」、「話し相手」となっています。一方、【A】では回答数が多かった「ごみ出し」や「ちょっとした買い物」は【B】では少なくなっており、「できること」と「希望すること」の隔たりが見られます。



2)地域の人々が協力して住みよい地域社会を実現する上で、問題になると考えられることについて(3つまで選択可) <回答者数 304人>

項目	回答数 (人)	割合 (%)
近所付き合いが減っていること	158	52.0
地域活動への若い人の参加が少ないこと	127	41.8
日中、地域を離れている人が多いこと	94	30.9
地域に関心がない人が多いこと	85	28.0
地域での交流事業が少ないこと	76	25.0
他人に干渉されプライバシーが守れないこと	73	24.0
自治(町内)会の活動に参加しにくい雰囲気があること	56	18.4
助け合い、支え合いは必要ないと思うこと	20	6.6
福祉サービス利用者(世帯)に偏見があること	10	3.3
その他	9	3.0
無回答	28	9.2

近所付き合いの減少や地域活動への参加が少ないことをあげた方が多く、住みよい地域社会を実現する上で地域のつながりが大きな役割を担っていることがうかがえます。

3)日常生活で困っていることの有無について

項目	回答数 (人)	割合 (%)
ある	69	22.7
ない	218	71.7
無回答	17	5.6
計	304	100.0

困っている内容について尋ねたところ(複数回答)、「経済的なこと」が39人、「病気のこと」が32人、「介護のこと」が17人という結果が出ております。生活費や健康面に関する困りごとが多い傾向にあります。

4) 日常生活で困りごとを相談している(したい)相手について(複数回答)

＜回答者数 304人＞

項目	回答数 (人)	割合 (%)
家族	223	73.4
友人・知人	149	49.0
親戚	103	33.9
かかりつけの医師	50	16.4
近所の人	37	12.2
福祉サービス事業者 (ケアマネージャーやヘルパーなど)	24	7.9
市役所	22	7.2
自治 (町内) 会長	20	6.6
社会福祉協議会	17	5.6
民生児童委員	14	4.6
相談しない	13	4.3
福祉員	7	2.3
相談できる人がいない	5	1.6
その他	4	1.3
ボランティア団体・NPO 法人	2	0.7
無回答	22	7.2

相談相手で圧倒的に多かったのは「家族」、続いて「友人・知人」、「親戚」、「かかりつけの医師」となっています。

④「にかほ市社会福祉協議会」(以下、「にかほ市社協」という)に関することについて

1) にかほ市社協について(どれくらい知っているか)

項目	回答数 (人)	割合 (%)
名前も活動内容も知っている	122	40.1
名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない	139	45.7
名前も活動内容も知らない	30	9.9
無回答	13	4.3
計	304	100.0

「名前も活動内容も知っている」・「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」と回答された 261 人の方に、何でにかほ市社協を知ったか(複数回答)を尋ねたところ、多い順から

- ・「『にかほ福祉だより』を見た」…………… 213 人 (81.6%)
- ・「会費・募金活動などで知った」…………… 111 人 (42.5%)
- ・「パンフレットやチラシを見た」…………… 66 人 (25.3%)

となっています。

2)にかほ市社協が積極的に取り組むべき事柄について(3つまで選択可)

＜回答者数 304人＞

項目	回答数 (人)	割合 (%)
地域の支え合い・ふれあい・見守り活動（ネットワーク活動）	140	46.1
高齢者や障がい者への生活支援	137	45.1
介護保険事業（在宅介護サービス）	94	30.9
介護予防・生きがいづくり事業	67	22.0
子育て支援	54	17.8
防災や災害対策	48	15.8
福祉情報の提供・発信	43	14.1
生活困窮者への支援活動	41	13.5
ボランティア活動の支援・育成	41	13.5
子供たちへの福祉教育	29	9.5
相談事業・個別支援	28	9.2
成年後見や金銭管理支援	9	3.0
福祉団体等への助成・援助	9	3.0
その他	3	1.0
無回答	35	11.5

地域の見守りや高齢者等の生活支援の活動に加えて、介護保険事業や介護予防などの事業にも積極的に取り組むことが求められています。

⑤ボランティア活動に関することについて

1)ボランティア活動の経験について

項目	回答数 (人)	割合 (%)
ある	134	44.1
ない	157	51.6
無回答	13	4.3
計	304	100.0

ボランティア活動に参加した経験が「ある」と回答された方に、その動機を尋ねたところ（複数回答）、多い順から

- ・「人の役に立ちたいから」…………… 43 人
- ・「自分たちに必要な活動だから」…………… 42 人
- ・「人に誘われたから」…………… 39 人

と続いています。

また、活動の内容について尋ねたところ（複数回答）、

- ・「環境関係（自然愛護や美化運動、リサイクル運動など）」

…………… 77 人

- ・「高齢者関係（友愛訪問、老人クラブやサロン活動の支援、施設訪問交流）」…………… 48人
 - ・「障がい者関係（手話、車椅子補助、社会参加・生活支援や施設訪問）」…………… 24人
- になりました。

また、ボランティア活動に参加した経験が「ない」方の理由について尋ねたところ（複数回答）、

- ・「仕事や家事で時間がとれないから」…………… 84人
 - ・「自分の健康に不安があるから」…………… 45人
 - ・「身近に活動できる場面やグループがない（知らない）から」…………… 38人
 - ・「活動したいと思っているが、きっかけがないから」…… 37人
- になりました。

2) ボランティア活動の輪を広げるために必要なことについて(3つまで選択可)

＜回答者数 304人＞

項目	回答数 (人)	割合 (%)
ボランティア活動についての情報提供を積極的に行う	114	37.5
学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う	112	36.8
ボランティアの経済的負担を軽減するための交通費など実費を補助する	96	31.6
企業などがボランティア休暇を認めるなどの特別な配慮をする	96	31.6
ボランティア活動に関する相談や拠点となる場所を提供する	88	28.9
ボランティア研修を開催し、人材を養成する	71	23.4
地域での子どものボランティア活動を活発に行う	55	18.1
その他	4	1.3
わからない	33	10.9
無回答	32	10.5

上記のデータを参考にボランティア関連事業の計画に反映させていく必要があります。

⑥今後の地域福祉のあり方について

1)福祉に関する情報の入手方法について(複数回答)

<回答者数 304人>

項目	回答数 (人)	割合 (%)
広報にかほ	224	73.7
にかほ福祉だより(「にかほ市社会福祉協議会」発行)	192	63.2
市のパンフレットなど	87	28.6
新聞	62	20.4
家族や友人・知人	60	19.7
テレビやラジオ	53	17.4
特に入手していない	36	11.8
回覧板	30	9.9
インターネット	16	5.3
隣近所の人	16	5.3
民生委員・児童委員	14	4.6
福祉員	13	4.3
書籍や雑誌	12	3.9
その他	5	1.6
無回答	11	3.6

福祉についてどのような情報を知りたいか尋ねたところ(3つまで選択可)、多い順から

- ・「福祉サービスの利用方法についての情報」…………… 116人
- ・「高齢者や障がい者についてのサービスの情報」…………… 110人
- ・「介護保険や福祉のサービス提供事業者のサービス内容の情報」
…………… 86人

になりました。



2)住み慣れた地域で安心して生活するために必要だと思うことについて
(3つまで選択可)

<回答者数 304人>

項目	回答数 (人)	割合 (%)
社会保障制度（年金・医療・介護）の安定を図る	165	54.3
福祉に関する情報提供を充実させる	119	39.1
支援を必要とする人の多様なニーズに応えられるような豊富な種類のサービスを用意する	102	33.6
地域の中で福祉に関する活動の中心となる人材を育てる	63	20.7
道路・商店・病院・公共施設・公共交通機関などのバリアフリー化を進める	56	18.4
多くの住民が福祉に関する関心を高められるような啓発を行う	54	17.8
住民間の調整や住民と関係団体をつなぐ人材を育てる	46	15.1
福祉に関するサービスを提供する事業者を増やす	46	15.1
福祉に関するボランティア活動を活発にする	40	13.2
学校などで福祉に関する教育を充実させる	31	10.2
地域福祉活動の拠点となる場所（サロン）を創出する	17	5.6
その他	2	0.7
無回答	23	7.6

上記の結果を踏まえ、社協でも事業やサービス内容を検討して行く必要があります。



3)地域福祉を充実させていく上で望まれる地域と「にかほ市社協」との関係について

項 目	回答数 (人)	割合 (%)
家庭や地域をはじめ住民同士が助け合い、手の届かない部分は社協が援助するべきである	64	21.1
福祉の充実のために、地域も社協も協力し合い、ともに取り組むべきである	142	46.7
福祉を充実するのは社協の役割であり、地域はそれほど協力することはない	6	2.0
社協が役割を果たし、手の届かない部分は住民が協力するべきである	30	9.9
その他	1	0.3
わからない	36	11.8
無回答	25	8.2
計	304	100.0

地域福祉を充実させる上では、地域社会も社協も共に協力して取り組むことが求められており、「自助」「共助」「公助」※14がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協力していくことが重要になります。



用語解説

※14 「自助」「共助」「公助」

「自助」… 個人や家庭による自助努力のこと。

「共助」… 地域社会における相互扶助（隣近所や友人、知人とのお互いの助け合い）や民間非営利活動・事業、ボランティア、住民活動、社会福祉法人などによる支えのこと。

「公助」… 公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス提供のこと。

第 3 章

基本理念と基本目標

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

《 基本理念 》

進めよう「安心して暮らせる福祉のまち」づくり

本会では、平成20年3月に「にかほ市地域福祉活動計画」を策定し、基本理念として「地域で支える福祉のまちづくり」を掲げ、地域住民・関係機関・行政等との連携と協働により、地域における事業活動を展開してきました。

計画の実施期間中は、社会情勢の変化や法制度の動向に対応し、年度ごとに目標や計画を立てて、各事業の改善や見直しを行い実施してきました。

また、地域の福祉ニーズや市の依頼に応じて、新たな事業活動にも取り組んできました。期間中の平成23年3月に発生した東日本大震災では、地域における人と人とのつながりや、関係団体との協力体制の重要性を再確認させられました。

しかしながら、この5年間で少子高齢化はますます進行し、地域経済の悪化に伴う雇用情勢の低迷など、地域福祉を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、更なる支援体制の充実強化が求められています。

平成23年度に実施した住民アンケートの結果では、本会が積極的に取り組むべき事柄として「地域の支え合い・ふれあい・見守り活動」などの回答が多く選ばれています。また、地域福祉を充実させていく上で「地域と本会が協力し合い、ともに取り組むべきである」といった回答が最も多く、

地域住民の福祉ニーズや今後の事業活動の方向性が明らかにされました。

本会の活動内容については、まだまだ市民からの十分な理解が得られていないため、広報活動をはじめ、あらゆる事業を通して本会活動のPRに努め、存在意義を高めていく必要があります。

昨年度、市で策定された「第2期にかほ市地域福祉計画」では、前の福祉計画から引き続いて「安心して暮らせる福祉のまち」を基本理念に掲げています。本計画と理念を共有し整合性を図る上で、一体的に地域福祉を推進することが期待されています。

以上、前計画の実施経過や反省、住民アンケートの結果を総括し、市の地域福祉計画との連携を図りながら、上記のとおり本計画の基本理念を掲げ計画を策定します。



2 基本目標と実施項目(体系図)

1 基本理念

進めよう「安心して暮らせる福祉のまち」づくり

2 基本目標

(1)住民参加や協働による地域の福祉社会づくりを推進します

地域住民の参加と協働による福祉活動を推進し、地域の福祉活動を担う人材やボランティアの育成、福祉教育・啓発活動に取り組みます。

(2)生きがい支援と健康・仲間づくりで社会参加を促進します

高齢者や障がいのある方などの生きがい支援と健康増進、交流の機会を提供し、社会参加の促進に取り組みます。

(3)相談機能体制の充実と福祉サービスの利用援助・生活支援に努めます

様々な生活課題に対する相談機能の充実・強化に努め、福祉サービスの利用援助や生活支援体制の構築に取り組みます。

(4)安心して質の高い介護サービスを確保し在宅での自立生活を支援します

利用者の自立生活支援と生活の質（QOL）※15の向上を目指して、質の高い在宅介護サービスの提供に取り組みます。

(5)組織力と経営力の強化を図り適切な法人運営を目指します

組織力と経営力の強化を図りながら、財務管理や人事管理の能力を高め、適切な法人運営に取り組みます。

用語解説

※15 生活の質(QOL=Quality Of Life)

自分自身の生活に関する主観的満足感、安定感、幸福感、達成感などのこと。

3 実施項目

★…市の受託事業

- ①町内会長・民生児童委員・福祉員合同懇談会(地域福祉ネットワーク事業含む)
- ②住民座談会事業 ③住民アンケート調査事業 ④地域福祉活動推進事業
- ⑤福祉員研修 ⑥地域内交流助成金事業
- ⑦ボランティアセンター(ボランティアステーション)事業 ⑧ボランティア育成事業
- ⑨サマーボランティアスクール事業 ⑩手話養成講習会
- ⑪認知症サポーター養成講座 ⑫赤十字事業への協力
- ⑬共同募金運動への協力 ⑭高齢者等声かけ見守り巡回事業★
- ⑮緊急通報システム事業 ⑯防火査察事業 ⑰社会福祉大会の開催

- ①生きがいと健康づくり推進事業(ミニディサービス)★
- ②配食サービス事業★ ③外出支援事業★ ④障害者日中一時支援事業★
- ⑤家族介護教室★ ⑥老人福祉センター管理業務委託事業★
- ⑦元気百歳館管理業務委託事業★ ⑧福祉バス運行事業
- ⑨地域支え合い体制づくり事業(軽トラック貸し出し) ⑩シルバー健康推進事業
- ⑪ふれあい交流会 ⑫シルバー料理教室 ⑬手作りメッセージ事業
- ⑭ふれあいデイサービス事業 ⑮各種団体への助成・協力
- ⑯おもちゃライブラリー事業 ⑰映画上映会 ⑱雪国高齢者の健康づくり事業

- ①一般相談 ②無料法律相談 ③無料登記相談 ④介護相談
- ⑤相談事例検討会 ⑥日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)
- ⑦たすけあい資金貸付事業 ⑧生活福祉資金貸付事業
- ⑨行旅人等法外援助事業★ ※①～⑤ふれあい福祉相談所事業

- ①居宅介護支援事業 ②訪問介護事業 ③通所介護事業 ④訪問入浴介護事業
- ⑤障害者自立支援居宅介護等事業 ⑥介護予防ケアマネジメント★
- ⑦要介護認定調査事業★ ⑧住宅改修支援事業★
- ⑨生活管理指導員派遣事業★ ⑩安心生活見守り支援事業★
- ⑪在宅介護サービスの整備 ※②～④介護予防含む

- ①理事会 ②評議員会 ③監査会 ④正副会長会議 ⑤総務部会
- ⑥地域福祉部会 ⑦在宅福祉部会 ⑧広報委員会
- ⑨ボランティアセンター運営委員会 ⑩役員研修会 ⑪職員研修会
- ⑫管理職会議 ⑬係長会議 ⑭事業担当者会議 ⑮内部検査の実施
- ⑯にかほ福祉だよりの発行 ⑰ホームページの公開

【用語解説 引用・参考文献資料】

- 1.山縣文治,柏女靈峰他編『社会福祉用語辞典 第7版』ミネルヴァ書房,2009年
- 2.増田雅暢他編『国民の福祉の動向・厚生指標 増刊・第58巻第10号 通巻第913号』
一般財団法人 厚生労働統計協会,2011年
- 3.社会福祉の動向編集委員会編『社会福祉の動向2012』中央法規出版株式会社,2012年

第 4 章

実施計画(具体的な展開)

第4章 実施計画(具体的な展開)

1 事業内容と現状及び方向性

基本目標(1)住民参加や協働による地域の福祉社会づくりを推進します。

No.	1) 事業名	2) 事業内容	3) 主な財源
①	町内会長・民生児童委員・福祉員合同懇談会（地域福祉ネットワーク事業含む）	地域の福祉関係者を一堂に会して合同懇談会を開催し、社協並びに地域福祉ネットワーク事業に対する理解と協力を求めます。また、参加者相互の意見交換・情報交換の機会を設けます（市内7地区ごとに年1回開催）。	自主
②	住民座談会事業	各地域で広く座談会の開催を呼び掛けて実施します。また、要請に応じて地域の集会行事に役職員が出向きます（随時対応）。	自主
③	住民アンケート調査事業	地域福祉活動計画策定の前年度に市民を対象としたアンケートを実施します。	自主
④	地域福祉活動推進事業	にかほ市内の地区に対して地域福祉活動推進費を助成し、広報配布及び募金活動などを通じて、見守り、声掛け活動等を支援します(通年)。	共同募金 自主
⑤	福祉員研修	ネットワークの構成員である福祉員の研修（年1～2回）を開催し、関係機関との連携のもとで地域福祉の推進を図ります。	共同募金 自主
⑥	地域内交流助成金事業	自治（町内）会、集落単位等の交流事業に対して助成金を交付し、地域内の交流活動を推進します。	自主

4) これまでの反省と課題、現状	5) 今後の方向性・実施目標	6) 今後の事業展開				
		継続⇒、実施★、検討○、見直し△、廃止■				
		H25	H26	H27	H28	H29
平成22年度から実施していますが、地域によっては、まだ浸透していないところも見受けられます。また、社協からの一方的な説明で終わってしまうところもあり、今後の課題として挙げられます。	参加者が発言しやすいよう、地域の状況に応じて懇談会のテーマを設けて開催します。また、多くの対象者に参加して頂くため、土・日曜日の開催も検討します。懇談会後のアンケートで肯定評価（良い・やや良い）80%以上を目指します。（H24実績71.9%）	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
「にかほ福祉だより」などで呼び掛けも行いましたが、特に自治（町内）会からの要請はありませんでした。	今後、自治（町内）会をはじめ老人クラブ等にも参加を呼び掛けて、座談会の開催に努めます。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
平成23年度に実施し、市民の福祉ニーズや地域福祉に関する考え方などの把握に努めました。	次期の地域福祉活動計画策定の前年（平成28年度）に実施します。また、社会の変化を把握するため、必要に応じて調査を行います。次回の住民アンケートにおける社協活動の認知度50%以上を目指します。（H23実績40.1%）			○	★	
「合同懇談会」などを通じて、広報配布や募金活動への協力を呼び掛けました。	今後も協力をお願いし、見守りや声掛け活動を支援します。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
福祉員の役割を明確にし、地域での活動の場を提供することが求められています。	今後、民生児童委員との協力・連携のもとで、高齢者等見守り巡回事業への同行や、各種調査への協力依頼なども検討して、福祉員の役割や活動の場を広げるよう努めます。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
平成24年度の新規事業として、申請があった17団体に助成金を交付し、地域の皆さんからも好評を頂きました。	助成金額や地域の状況などを考慮しながら、継続して実施します。	○	⇒	⇒	⇒	⇒

No.	1) 事業名	2) 事業内容	3) 主な財源
⑦	ボランティアセンター (ボランティアステーション)事業	ボランティア活動についての相談や登録、幹旋、各種研修会の開催、福祉教育への協力などを行います(通年)。	共同募金
⑧	ボランティア育成事業	福祉教育の推進(小・中・高の生徒を対象にボランティア体験学習の推進等総合的な援助)を行います(通年)。また、学校ごとに福祉活動に関する助成金を交付します。	共同募金
⑨	サマーボランティアスクール事業	夏季休暇期間を利用して、市内小学5～6年生並びに中学生を対象に福祉体験の場(保育園体験・介護教室など)を提供します。	共同募金
⑩	手話養成講習会	手話に興味のある方を対象に、より多くの方々に手話を身に付けていただくために手話講座を開催します。	共同募金
⑪	認知症サポーター養成講座	認知症に対する市民の理解を深めることを目的に認知症サポーター養成講習会を開催します。	自主
⑫	赤十字事業への協力	日本赤十字社社資に係る事務、社資の収受について協力し、毎年5月を「赤十字運動月間」として市民に赤十字事業への理解と協力を得る運動を促進します。	日赤
⑬	共同募金運動への協力	赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金に係る事務、募金の収受について、地域住民への理解と協力を得ながら実施します(10～12月)。	共同募金
⑭	高齢者等声かけ見守り巡回事業	市内の75歳以上の高齢者世帯を対象に声かけや安否確認、不安感の軽減を目的に巡回事業を行います(市内年3～4回巡回)。	受託 自主

4) これまでの反省と課題、現状	5) 今後の方向性・実施目標	6) 今後の事業展開				
		継続⇒、実施★、検討○、見直し△、廃止■				
		H25	H26	H27	H28	H29
ボランティア協力団体も固定化しており、新しい人材の発掘や若い方の参加が求められています。講習会の内容もマンネリ化しています。	既存のボランティア協力団体との連携を深めながら、新たな協力団体の開拓に努めます。また、講習会の内容にも検討を加えて実施します。 次回の住民アンケートにおけるボランティア活動の経験者50%以上を目指します。(H23実績 44.1%)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
市内各学校の依頼に応じて、高齢者疑似体験や手話教室、車イス介助、衣服の着脱介護など体験教室を実施しました。	今後も学校側と連携強化を図り、福祉体験活動を推進します。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
平成22年度から、象潟・金浦支所でも開催し、少しずつ定着してきていますが、内容やコースによって参加者数に偏りがあります。	実施内容や保育園・施設の受入先等を考慮して実施します。全体で出来ることは3地域合同で開催します。 対象となる児童・生徒の参加率40%以上を目指します。(H24実績 36%)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
受講者数は横ばいで推移していますが、手話の学習経験者は増えています。また、レベルアップや手話認定コースの開設などにも力を入れてきました。	受講者のレベルに応じて、各種講座や教室を開催します。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
平成24年度において、仁賀保地域の福祉員を対象に実施しました。	計画期間中に検討し、講座を開催します。また、市や各種団体からの依頼があれば協力・支援します。	○	★			
年々社資も減額しており、厳しい状況が続いています。	具体的な社資の用途（災害講座の開催、災害見舞金など）や赤十字事業の事例を示して、協力を呼び掛けて取り組みます。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
募金額はほぼ横ばいで推移していますが、事業所の減少や募金額の減額など、景気の動向に影響されます。募金がどのように使われているのかわからない住民も多く、今後も更にPRが必要です。	共同募金の用途を明らかにして、あらゆる機会を通じて、配分事業や助成内容をPRし、地域住民の皆さんの理解と協力を得られるよう努めます。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
平成22年度から実施し、対象者や地域の福祉関係者にも定着してきています。	市との協議の上、関係者と連携しながら実施します。 年4回の巡回を維持します。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

No.	1) 事業名	2) 事業内容	3) 主な財源
⑮	緊急通報システム事業	緊急時に消防署に通報する緊急通報装置の新規取付や取外し等の連絡調整を行います（随時）。	補助
⑯	防火査察事業	消防関係者と同行して高齢者世帯を訪問し、火の元や防火機器の点検・確認を行います（年2回）。	自主
⑰	社会福祉大会の開催	社協活動への理解を深め、福祉の意識高揚を図ることを目的に福祉大会を開催します。	自主



町内会長・民生児童委員
・福祉員合同懇談会【P34】



サマーボランティアスクール【P36】
（おもちゃライブラリー事業にて）【P44】

4) これまでの反省と課題、現状	5) 今後の方向性・実施目標	6) 今後の事業展開				
		継続⇒、実施★、検討○、見直し△、廃止■				
		H25	H26	H27	H28	H29
一人暮らし高齢者の増加に伴い、新規の取付け依頼も増えていますが、取付け後の定期点検やメンテナンス（電池の確認）などは殆ど行われていません。	高齢者等声掛け見守り巡回事業を通じて、新規の取付け希望者に対応するとともに、市との協議の上、電池の確認などの作業も検討します。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
火の元を点検してもらうことで、対象者の安心にもつながっており喜ばれています。	高齢者世帯における火災予防と見守りを兼ねて、今後も継続して実施します。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
平成 22 年度に開催し、一般及び関係者 396 名が参加され、アンケートの結果でも約 9 割の方から良い評価を頂きました。	資金面や表彰者の関係から、5 年おきに開催します（次回は平成27 年度に開催予定）。会終了後にアンケートを行い、肯定評価 90%以上を目指します。 (H22 実績 式典 62.9%・アトラクション 91.3%・記念講演 90.1%)		○	★		



手話養成講習会【P36】



防火査察事業【P38】

基本目標(2)生きがい支援と健康・仲間づくりで社会参加を促進します

No.	1) 事業名	2) 事業内容	3) 主な財源
①	生きがいと健康づくり推進事業 (ミニディサービス)	自立状態にある高齢者を対象に、介護状態にならないよう、プログラム(歌、踊り、体操、ゲーム)を通じて、生きがいづくりと体力強化に努めます(支所ごとに月1回実施)。	受託
②	配食サービス事業	単身・高齢者世帯で希望される方に安否確認を兼ねて弁当を配達します(支所ごとに月3回実施)。	受託
③	外出支援事業	高齢者で一般の交通機関を利用する事が困難又は下肢が不自由な方に対して医療機関まで送迎します(随時)。また、通所型介護予防事業に参加する高齢者を送迎します(毎週月～木曜日)。	受託
④	障害者日中一時支援事業	放課後や長期休暇中に学齢期で障がいのある児童・生徒の方々を安全にお預かりします(随時)。	受託 自主
⑤	家族介護教室	在宅で介護されている方々を対象に軽スポーツや参加者の交流を通じてリフレッシュして頂く機会を提供します(各支所で年1回開催)。	受託
⑥	老人福祉センター 管理業務委託事業	施設の管理委託を通じて、利用の拡大・促進を図ります(月曜日休館)。	受託
⑦	元気百歳館管理業務委託事業	施設の管理委託を通じて、利用の拡大・促進を図ります。	受託

4) これまでの反省と課題、現状	5) 今後の方向性・実施目標	6) 今後の事業展開				
		継続⇒、実施★、検討○、見直し△、廃止■				
		H25	H26	H27	H28	H29
利用者の減少や内容のマンネリ化が課題として挙げられます。	新しい利用者を増やす取り組みや、支所の担当者同士で内容を検討するなどの改善を加えながら継続して実施します。 年間利用者720名以上を目指します。(H23実績675名)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
利用にあたって、高齢化に伴い介護サービスを利用する方が増えたため、新しい利用者も増えにくい状況にあります。	市、関係者と協議の上、検討を行います。	○				
利用にあたって条件があるため、利用者は固定されています。また、他の事業との兼ね合いから、配車が困難な場合もあります。	潜在的な利用対象者も多いと思われるので、利用の拡大を図りつつ、車輛や運転手を確保して、継続して取り組みます。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
平成24年1月から総合福祉交流センター内で実施していますが、建物の性質や構造面などの事情により利用が出来ない方もあり、今後の課題として挙げられます。	行政との協議の上、会場や職員の配置の問題など見直しを行い、平成26年度を目途に検討します。	⇒	○	⇒	⇒	⇒
参加された方々からは、気分転換になったなどの感想があり好評でしたが、全体的に参加者数が少ないのが課題です。	文書によるご案内に留まらず、支所ごとのケアマネージャーなどからも協力を頂いて、参加者の増員に努めます。 参加者合計30人を目指します。(H24実績23名)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
建物の老朽化が問題になっています。また、入浴設備の維持管理や衛生面での問題などにより、平成24年12月で浴場は閉鎖されました。	建物の老朽化に伴う建て替え問題を含め、象潟支所(事務所)の移動について、市との協議を進めます。また、センターの有効活用について、検討します。	○				
手話教室の会場として使用していることもあり、利用者は増えていますが、それ以外の利用者は伸び悩んでいます。	視聴覚設備などの利点を生かしながら、利用の促進に努めます。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

No.	1) 事業名	2) 事業内容	3) 主な財源
⑧	福祉バス運行事業	福祉関係団体等の研修活動向上に福祉バスを運行します（随時・月曜日運休）。	補助
⑨	地域支え合い体制づくり事業 （軽トラック貸し出し）	高齢者世帯等を対象に、買い物や物品の運搬のために軽トラックの貸し出しを行い、自立生活を支援します（随時貸し出し・仁賀保支所で管理）。	自主
⑩	シルバー健康推進事業	高齢者の方々を対象に、心身の健康の保持及び、親睦と交流を目的にスポーツ関連行事を開催、支援します（各支所で年1回開催）。	共同募金
⑪	ふれあい交流会	一人暮らし高齢者等の方々を対象にお互いの交流と励ましを目的に交流会を開催します（各支所で年1回開催）。	共同募金
⑫	シルバー料理教室	高齢者を対象にバランスのとれた食事を学習する講習会を開催します（各支所で年2回開催）。	共同募金
⑬	手作りメッセージ事業	小中学生の手作り小物にメッセージを添えて、高齢者世帯等に配布します（各支所で年1回実施）。	共同募金

4) これまでの反省と課題、現状	5) 今後の方向性・実施目標	6) 今後の事業展開				
		継続⇒、実施★、検討○、見直し△、廃止■				
		H25	H26	H27	H28	H29
老人クラブをはじめ、各種福祉団体等の利用者からは喜ばれています。課題として象潟地域に利用者が偏っていること、冬季の利用が少ないことが挙げられます。	市からの補助をお願いしながら、金浦・仁賀保地域での周知を図りつつ、冬季の活用についての呼び掛けなどを行い、利用促進に努めます。 年間運行回数 160 回、利用者数 2,500 名を目指します。 (H23 実績 138 回、2,144 名)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
平成24年度から開始された事業ですが、当初は利用希望や問い合わせが多くありましたが、その後利用が伸び悩んでいます。	今後、あらゆる機会を使って事業を紹介し利用促進を図ります。 利用者合計 40 人を目指します。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
参加者も多く、スポーツを通じて交流を深める機会として好評です。	今後も継続して開催し、参加者の増員と交流の促進、健康維持の支援に努めます。 参加者合計 380 名を目指します。 (H23 実績 345 名)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
毎年、楽しみにしている参加者も多い一方で、内容のマンネリ化や参加者の固定化などが課題となっています。	参加者からアンケートを取るなど、内容の見直しを行いながら、新しい参加対象者への呼び掛けに努めます。 参加者合計250名を目指します。 (H23 実績 182 名)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ミニディ参加者など利用者が固定されており、今後のあり方など見直しが必要と思われます。	計画期間中に募集方法や内容の見直しを行い、事業の継続について検討します(平成25年度に検討し、以後の継続を判断します)。	★ ○				
贈呈された高齢者からは喜ばれていますが、一部地域では、配布対象者が固定化にならざるを得ないなどの課題があります。また、手作り小物の作成は、サマーボランティアスクールで行っていますが、年によっては作成に協力を希望する子どもが少ないなどの不安要素もあります。	計画期間中に贈呈対象者や事業のあり方などについて検討します(平成25年度に検討し、以後の継続を判断します)。	★ ○				

No.	1) 事業名	2) 事業内容	3) 主な財源
⑭	ふれあいディサービス事業	ミニディサービス事業の非該当対象者を対象に交流の場を提供します（月1回）。	共同募金 自主
⑮	各種団体への助成・協力	福祉関係団体の社会活動への参加を促進するため、助成金の交付や事業への協力を行います。	共同募金
⑯	おもちゃライブラリー事業	おもちゃ遊びを通じて、子供同士や親子で楽しくふれあう機会を提供します。	共同募金
⑰	映画上映会	小学生を対象に学校の長期休暇中を利用して映画を上映し、交流の場を提供します（各小学校で持ち回り開催）。	共同募金
⑱	雪国高齢者の健康づくり事業	山間部等の高齢者を対象に、ねたきり予防、閉じこもり予防を目的に、冬季に健康づくりの講習会を実施します（各支所で年1回開催）。	共同募金

4) これまでの反省と課題、現状	5) 今後の方向性・実施目標	6) 今後の事業展開				
		継続⇒、実施★、検討○、見直し△、廃止■				
		H25	H26	H27	H28	H29
利用者数の伸び悩みや内容のマンネリ化などの課題もありますが、参加を楽しみにしている利用者も多いです。	新しい利用者を増やす取り組みや、支所の担当者同士で内容を検討するなどの改善を加えながら継続して実施します。 参加者合計 250 名を目指します。 (H23 実績 204 名)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
助成団体からは事業活動に活用されて喜ばれていますが、財源である共同募金の募金額の確保が今後の問題として挙げられます。	助成団体に助成金の財源（共同募金）について理解を深めてもらうとともに、募金活動への協力をお願いします。また、新規助成団体の受け入れや助成金額の見直しを行います。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
平成 20 年度から象潟・金浦支所でも事業を開始しました。利用者数が伸びなかったため、平成 23 年度後半から会場を保健センターに変えたところ、利用者も固定するようになりました。また、チラシやポスターを作成し、PR に努めました。	市の広報にも開催日を掲載するなど協力をお願いし、PR の強化に努めます。 参加者合計 580 人を目指します。 (H23 実績 529 名)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
低学年の児童を中心に参加者も多く、大好評です。学童保育の子供たちの参加も多くなっています。	共同募金の配分金で実施している事業であることを PR しながら、参加を呼び掛けて、子供たちに楽しんでもらえるよう継続して実施します。 参加者合計 80 人を目指します。 (H23 実績 69 名)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
平成 23 年度から象潟・金浦支所でも事業を開始し、開催地区では喜ばれました。仁賀保支所では釜ヶ台地区で事業も定着しており、恒例行事になっています。	象潟・金浦支所では、まだ実績が少ない事業なので、今後検討しながら事業の定着化に努めます。また、各支所とも内容に工夫を凝らしながら、実施していきます。 参加者合計 110 人を目指します。 (H23 実績 101 名)	○	⇒	⇒	⇒	⇒

基本目標(3)相談機能体制の充実と福祉サービスの利用援助・生活支援に努めます。

No.	1)事業名	2)事業内容	3)主な財源
①	一般相談 (ふれあい福祉相談所事業)	日常生活上の様々な問題に対して相談窓口を設置し、適切な助言や支援、対応を行います(随時対応)。	自主
②	無料法律相談 (ふれあい福祉相談所事業)	弁護士による人権、財産、借金等専門的な相談を予約受付します(象潟・仁賀保支所対応)。	共同募金 受託
③	無料登記相談 (ふれあい福祉相談所事業)	司法書士による登記関係、相続問題等の相談を予約受付します(金浦支所対応)。	自主
④	介護相談 (ふれあい福祉相談所事業)	介護サービスや福祉制度についての相談や苦情などについて、適切な助言や支援、対応を行います(支所ごとで随時対応)。	自主
⑤	相談事例検討会 (ふれあい福祉相談所事業)	相談員(社協職員)の資質向上のため検討会を開催し、相談対応能力の向上を図ります。	自主
⑥	日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)	高齢者や障がい者の方々が、地域で安心して暮らせるよう福祉サービスの手続きや、日常生活に必要な金銭管理のお手伝いを行います(生活支援員に協力)。	自主
⑦	たすけあい資金貸付事業	生活等のつなぎ資金として、生活困窮世帯等に貸出を支援し、一時的な生活環境の改善を図ります(随時)。	自主

4) これまでの反省と課題、現状	5) 今後の方向性・実施目標	6) 今後の事業展開				
		継続⇒、実施★、検討○、見直し△、廃止■				
		H25	H26	H27	H28	H29
相談内容が複雑多様化しており、相談に対応する各支所職員の資質向上が求められます。また、生活に関する若壮年層の相談が多く寄せられています。	担当者間の事例検討の場を増やして資質を高めるとともに、関係機関との連携を強化して、様々な相談に対応できる体制を整えます。また、平成27年度までを目途に、土・日曜日の相談窓口の開設を検討します。	⇒	⇒	★ 土日 対応	⇒	⇒
利用者は一定数を確保しており、他の相談機関などにも定着、認知されるようになりました。	今後も継続して「にかほ福祉だより」やホームページなどでも事業をPRして、利用促進につなげます。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
利用者の増減の起伏が大きく、司法書士が直接電話で対応するケースが多くなっています。	今後も継続して「にかほ福祉だより」やホームページなどでも事業をPRして、利用促進につなげます。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
相談件数も増えており、内容も多様化しています。	今後、高齢者がますます増加することも予測され、介護の相談に対応できる職員の育成と資質の向上に努めます。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
年1回の開催でしたが、相談内容も年々複雑化・多様化していることから、職員の資質や相談技術の向上等が求められています。	事例検討会の回数を増やして、相談の内容に応じて、職員間で同じ対応ができるように努めます。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
新規の利用者が少なく、制度も周知されていないのが現状です。	全国的に認知症高齢者が激増していることも踏まえ、介護事業者との連携を図り、潜在的な対象者の利用促進に努めます。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
一時的な生活支援では収まらない慢性的な生活困窮者からの相談や申請が多く、貸付の判断が難しいのが課題として挙げられます。また、償還期限が過ぎた方への督促方法や担当民生児童委員との連携のあり方にも今後検討が求められます。	生活困窮の要因を見極め、貸付を通じて適切な生活支援を行います。また、滞納者に対しては、民生児童委員と連携・協働し、自立生活の支援と償還指導に努めます。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

No.	1) 事業名	2) 事業内容	3) 主な財源
⑧	生活福祉資金貸付事業	秋田県社会福祉協議会での貸付事業で、利用者の手続きの補助や調査等を行います（随時）。	受託 （県社協）
⑨	行旅人等法外援助事業	行旅人1人に対して年1回500円を貸与します（仁賀保支所で随時対応）。	受託



**生きがいと健康づくり推進事業
（ミニディサービス）【P40】**



配食サービス事業【P40】

4) これまでの反省と課題、現状	5) 今後の方向性・実施目標	6) 今後の事業展開				
		継続⇒、実施★、検討○、見直し△、廃止■				
		H25	H26	H27	H28	H29
一時的に貸付に関する相談も寄せられましたが、ここ1、2年ほど申請者は少なくなっています。	今後の雇用情勢に応じては、申請が増えることも見込まれますので、民生児童委員や広報などを通じてPRを行い周知に努めます。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
東日本大震災以降、利用者も減少気味ですが、リピーターが多いことが課題として挙げられます。	市との話し合いにより、継続に応じます。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒



ふれあい交流会【P42】



シルバー健康推進事業【P42】

基本目標(4)安心して質の高い介護サービスを確保し在宅での自立生活を支援します。

No.	1)事業名	2)事業内容	3)主な財源
①	居宅介護支援事業	介護相談や介護計画（ケアプラン）の作成等の居宅介護支援を提供します（各支所）。	自主
②	訪問介護事業（介護予防含む）	訪問介護員が、要介護（要支援）高齢者に対し身体介護や生活援助など適切なサービスを提供します（各支所）。	自主
③	通所介護事業（介護予防含む）	利用者を施設まで送迎し、日常動作訓練や入浴等の各種サービスを提供します（仁賀保支所）。	自主
④	訪問入浴介護事業（介護予防含む）	看護職員及び介護職員が、要介護（支援）状態にある利用者の方々の居宅を移動入浴車で訪問し、適切な入浴介護を提供します（象潟支所）。	自主
⑤	障害者自立支援居宅介護等事業	障がいがあり自立支援給付の対象になる方に訪問介護員を派遣し、適切な居宅介護サービスを提供します（各支所）。	自主
⑥	介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターからの受託により、要支援者に対して適切な介護計画（ケアプラン）を提供します（各支所）。	受託

4) これまでの反省と課題、現状	5) 今後の方向性・実施目標	6) 今後の事業展開				
		継続⇒、実施★、検討○、見直し△、廃止■				
		H25	H26	H27	H28	H29
各支所に常勤専従のケアマネージャーを3名以上と主任ケアマネージャーを配置し、利用者の要望に対応しながら、職員の資質向上に努めました。	今後、要介護高齢者の増加も予測されることから、需要を見極めながら、事業所の統合を含め、適切に職員を配置して体制強化に努めます。 計画期間中に利用者アンケート等を実施し、肯定評価90%以上を目指します。	⇒	⇒	★ 制度改正	⇒	⇒
地域や年度によって、利用実績にも増減がありますが、全体的には利用者も増えており、受け入れ態勢の強化が求められます。	状況に応じてヘルパーの募集を行いながら、事業所の統合を含め、体制強化を図り、利用促進に努めます。また、職員の資格取得を支援し、職員の資質とサービスの向上につなげます。 計画期間中に利用者アンケート等を実施し、肯定評価90%以上を目指します。	⇒	⇒	★ 制度改正	⇒	⇒
平成24年度からサービス提供時間を延長、土曜日営業を開始し、実績も伸びています。一方で利用者数に応じた収容面積や重度介護認定者の対応などが課題として挙げられます。	利用者の動向に応じて、ハード面での対策として施設整備も検討し、サービス内容の改善を図りながら実施します。 計画期間中に利用者アンケート等を実施し、肯定評価90%以上を目指します。	⇒	⇒	★ 制度改正	⇒	⇒
平成24年度に車輛を更新しましたが、介護度が高い利用者が多く、安定した利用者数の確保が困難なことが課題になっています。	市内唯一の訪問入浴事業者であることの利点を生かし、居宅介護支援事業者等へのPRを通じて、利用者の増員を目指します。 計画期間中に利用者アンケート等を実施し、肯定評価90%以上を目指します。	⇒	⇒	★ 制度改正	⇒	⇒
全体的な利用者数は少ないものの、障がいの種類や程度、能力などに応じたサービス提供が求められます。	個々の利用者の状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、職員の資質とサービスの向上に努めます(今後の制度改正で介護保険制度との統合の可能性もあります)。	★ 制度改正	⇒	⇒	⇒	⇒
ケアマネージャーの担当人数等を考慮しながら、受け入れ態勢を整えることが求められます。	要支援者は今後ますます増加することが予測され、ケアマネージャーの配置等を考慮しながら、継続して実施します。	⇒	⇒	★ 制度改正	⇒	⇒

No.	1)事業名	2)事業内容	3)主な財源
⑦	要介護認定調査事業	介護保険の要介護（要支援）申請や更新に係る調査業務を行います（各支所）。	受託
⑧	住宅改修支援事業	要介護（要支援）の方で介護サービスを利用していない方の住宅改修の申請を支援します（各支所）。	受託
⑨	生活管理指導員派遣事業	介護保険制度で自立と判断された方で支援が必要な方を対象に訪問介護員を派遣し、自立生活を支援します（各支所）。	受託
⑩	安心生活見守り支援事業	一人暮らし高齢者等に訪問介護員が訪問し、軽度の生活支援や見守りを行い、自立生活を支援します（各支所）。	受託
⑪	在宅介護サービスの整備	今後、要介護者の増加が見込まれることから、在宅での生活を支援するため、短期の宿泊型サービスを含めた事業所の開設を目指します。	自主



シルバー料理教室【P42】



雪国高齢者の健康づくり事業【P44】

4) これまでの反省と課題、現状	5) 今後の方向性・実施目標	6) 今後の事業展開				
		継続⇒、実施★、検討○、見直し△、廃止■				
		H25	H26	H27	H28	H29
認定者数は今後も増加が見込まれ、調査件数の増加が予測されます。	需要に応じて対応できる態勢を整えます。	⇒	⇒	★ 制度 改正	⇒	⇒
件数は少ないものの、需要や要望に応じた対応が求められます。	利用者の要望に応じて、適切な支援を行います。	⇒	⇒	★ 制度 改正	⇒	⇒
全体的な利用者は少ないものの、介護保険認定対象外の方の自立生活に必要なサービスであります。	行政との連携・協力により継続して実施します。また自主サービスとしての検討も行います。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
平成24年度から実施され、介護認定前の一人暮らし高齢者の利用が増えています。	受け入れ態勢を整えて、利用者の自立生活を支援します。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
現在、社協で実施している訪問介護事業、通所介護事業に加え、夜間の対応や受け入れなども含めた総合的な在宅介護サービスの整備が求められています。	利用者の動向や他の事業者の状況等を見極めながら、平成27年度の開設を目途に「小規模多機能型居宅介護事業所」の開設に取り組みます。	○	○	★	⇒	⇒



通所介護事業（介護予防含む）【P50】



訪問入浴介護事業（介護予防含む）【P50】

基本目標(5)組織力と経営力の強化を図り適切な法人運営を目指します。

No.	1)事業名	2)事業内容	3)主な財源
①	理事会	法人の執行機関として会長より提出された議案の同意及び承認をするとともに事業の効果的な運営、実践活動を展開し運営にあたります。	自主
②	評議員会	法人の議決機関として会長より提出された議案を審議し、承認及び議決を行います。	自主
③	監査会	法人の監査機関として、社協の執行する業務全般及び経理状況、資産の運用管理について監査します。	自主
④	正副会長会議	法人事業や会の運営に関することについて協議します。	自主
⑤	総務部会	法人運営や各種事業（新規）、表彰に関する事などについて協議します。	自主
⑥	地域福祉部会	地域福祉（ネットワーク、ボランティア等育成）等に関することについて協議します。	自主
⑦	在宅福祉部会	介護保険事業、障がい福祉サービス、在宅福祉に関することについて協議します。	自主
⑧	広報委員会	「にかほ福祉だより」の発行や掲載内容等について協議します。	自主
⑨	ボランティアセンター運営委員会	ボランティア活動や福祉教育に関する事業について協議します。	自主

4) これまでの反省と課題、現状	5) 今後の方向性・実施目標	6) 今後の事業展開				
		継続⇒、実施★、検討○、見直し△、廃止■				
		H25	H26	H27	H28	H29
概ね年4回程度開催しています。	事業計画及び予算、事業報告及び決算のほか、事業や規程の見直しなどの重要事項について審議し、適正な経営と組織管理、事業執行に努めます。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
概ね年2回程度開催しています。	事業計画及び予算、事業報告及び決算のほか、法人運営上の最重要事項について審議し、適正かつ公正な法人運営の確立に努めます。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
概ね年2回程度実施しています。	法人業務全般の執行状況や経理・資産状況について厳正に監査し、適正な監査業務に努めます。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
概ね年6回程度開催しています。	法人運営事業や必要な事項について協議し、総務部会や理事会等へ報告・提案を行います。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
概ね年3回程度開催しています。	法人運営や新規事業及び表彰等に関する協議を行い、適正な部会運営に努めます。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
概ね年3回程度開催しています。	調査・広報、福祉大会、その他地域福祉に関する協議を行い、適正な部会運営に努めます。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
概ね年3回程度開催しています。	介護保険事業、障がい福祉サービス、在宅福祉に関する協議を行い、適正な部会運営に努めます。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
概ね年5回程度開催しています。	「にかほ福祉だより」の発行内容等について協議し、本会と福祉に関する情報提供と福祉思想の啓蒙に努めます。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
概ね年3回程度開催しています。	ボランティア活動や福祉教育に関する事項について協議し、ボランティア事業の活性化や啓蒙普及、人材育成に努めます。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

No.	1)事業名	2)事業内容	3)主な財源
⑩	役員研修会	役員を対象に法人運営並びに地域福祉の向上に資することを目的に研修会を実施します。	自主
⑪	職員研修会	職員を対象に資質の向上に資することを目的に研修会を実施します。また、外部の研修会にも参加します。	自主
⑫	管理職会議	管理職で事業運営について話し合い、各課及び支所間の情報共有や連携強化を図ります。	自主
⑬	係長会議	係長職を対象に事業執行に向けた具体的な方策や職員の育成、指導方法等について話し合いを行います。	自主
⑭	事業担当者会議	各課及び担当職員間の情報共有と連携強化を図ることを目的に開催します。	自主
⑮	内部検査の実施	適切な業務執行に資することを目的に職員による内部検査を行います。	自主
⑯	にかほ福祉だよりの発行	地域福祉の啓蒙活動と社協の事業活動に対して住民の理解を深めることを目的に、「にかほ福祉だより」を発行します（年5回発行）。	共同募金 自主
⑰	ホームページの公開	ホームページを通して、にかほ市民や県外にいる方に対して幅広く情報を発信することを目的にホームページを開設、公開します（随時更新）。	自主

4) これまでの反省と課題、現状	5) 今後の方向性・実施目標	6) 今後の事業展開				
		継続⇒、実施★、検討○、見直し△、廃止■				
		H25	H26	H27	H28	H29
概ね年1回程度実施しています。	役員を対象とした研修会を開催し、法人運営並びに地域福祉の向上に努めます。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
必要に応じて随時開催・参加しています。	職員を対象に資質の向上に資することを目的に研修会を実施します。また、外部の研修会にも積極的に参加します。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
概ね月1回程度開催しています。	管理職で事業運営について話し合い、課・支所間で情報共有や連携強化を図りながら、事業に取り組みます。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
概ね年6回程度開催しています。	円滑な事業運営と適切な職員管理、職員の育成に努めながら、事業に取り組みます。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
必要に応じて随時開催しています。	担当職員間の情報共有と連携強化を図りながら、事業に取り組みます。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
概ね年1回程度実施しています。	適正な業務執行に資することを目的に事業及び経理業務の執行状況等について検査を実施します。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
平成24年度から全ページをカラー印刷に移行し、見やすい広報作りに努めました。	市民の福祉活動や取り組みを紹介し、親しみやすく読みやすい紙面づくりに努めます。 次回の住民アンケートで福祉情報の入手先として、70%以上を目指します。(H23実績 63.2%)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ホームページを開設していることが浸透していないという課題もありますが、アクセス件数も少しずつ増えてきており、今後のPRのあり方を考える必要があります。	ホームページの存在を広報や合同懇談会などでPRし、アクセス件数の増加を目指します。 年間アクセス件数1,100件を目指します。(H23実績 945件)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

資料編

第2期にかほ市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 第2期にかほ市地域福祉活動計画策定委員会（以下、「委員会」という。）は、社会福祉法人にかほ市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が地域住民や多様な関係機関、団体等と協働しながら地域福祉活動を推進するため、第2期にかほ市地域福祉活動計画（以下「第2期地域福祉活動計画」という。）を策定することを目的とする。

(会務)

第2条 委員会は本会会長の諮問に応じて、第2期地域福祉活動計画を策定し、会長に答申するものとする。

(委員会)

第3条 委員会は17名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は本会会長が委嘱する。
- 3 委員に欠員が生じたときには、補欠委員を置くことができる。
- 4 前項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選とする。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱した日から第2期地域福祉活動計画が策定されるまでとする。

(会議)

第6条 委員会は委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会において、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は本会に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月5日から施行する。

第2期にかほ市地域福祉活動計画の策定経過

開催月日	内 容	備 考
平成 24 年 9 月 5 日	第 1 回 第 2 期にかほ市地域福祉活動 計画策定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付 ・ 自己紹介 ・ 地域福祉活動計画策定委員会設置 要綱(案)について ・ 正副委員長の選任について ・ 地域福祉活動計画について ・ その他 	場所：総合福祉交流 センター 「スマイル」 出席：委員 14 名 参与 3 名 事務局 2 名
10 月 26 日	第 2 回 第 2 期にかほ市地域福祉活動 計画策定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉活動計画第 1 章から第 3 章について ・ 意見交換 ・ その他 	場所：総合福祉交流 センター 「スマイル」 出席：委員 13 名 参与 3 名 事務局 3 名
12 月 20 日	第 3 回 第 2 期にかほ市地域福祉活動 計画策定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉活動計画第 1 章から第 3 章に係る校正について ・ 地域福祉活動計画第 4 章（案）に ついて ・ 計画書の配布先について 	場所：総合福祉交流 センター 「スマイル」 出席：委員 12 名 参与 3 名 事務局 2 名
平成 25 年 1 月 30 日	第 4 回 第 2 期にかほ市地域福祉活動 計画策定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉活動計画（案）について （訂正箇所の報告） （校正について） ・ その他 	場所：総合福祉交流 センター 「スマイル」 出席：委員 12 名 参与 3 名 事務局 2 名

第2期にかほ市地域福祉活動計画策定委員会名簿

(敬称略)

No.	役職名	選出区分	氏名	備考
1	委員長	学識経験者	佐藤 耕一	社協理事
2	副委員長	地域代表	今野 富士子	元保育園長
3	委員	地域代表	佐藤 利春	農業団体役員
4	委員	地域代表	戸 蒔 治 彦	元自治会長
5	委員	民生児童委員	佐藤 忠悦	民生児童委員協議会長
6	委員	福祉団体等関係機関	小山 定直	老人福祉施設長
7	委員	福祉団体等関係機関	東 條 真理	福祉団体長
8	委員	福祉団体等関係機関	新 田 協子	主任児童委員
9	委員	ボランティア団体	村 上 和美	ボランティア団体役員
10	委員	ボランティア団体	渡 部 満	老人クラブ連合会長
11	委員	学識経験者	田 仲 晴一	障がい者福祉施設長
12	委員	学識経験者	佐々木 洋子	漁業団体役員
13	委員	学識経験者	高 野 正彦	商工会事務局長
14	委員	学識経験者	木 内 利雄	元行政職員
15	委員	社会福祉協議会	佐藤 勝彦	社協理事・地域福祉部会部長
16	委員	社会福祉協議会	三 島 清	社協理事・在宅福祉部会部長
17	委員	社会福祉協議会	佐々木由佳子	社協理事
18	参与	市役所担当課	鈴木 令	市健康推進課長
19	参与	市役所担当課	佐々木 俊孝	市福祉事務所班長
20	参与	市役所担当課	佐藤 さおり	市子育て長寿支援課班長





第2期

◆◆◆ にかほ市地域福祉活動計画 ◆◆◆

平成25年3月発行

発行 / 社会福祉法人 にかほ市社会福祉協議会

〒018-0402 秋田県にかほ市平沢字八森31番地の1

TEL: 0184-32-3020

FAX: 0184-37-2852

URL: <http://nikaho-shakyo.jp>

